

平成 31 年度森林づくり県民税活用事業の概要(案)

ーみんなで学び・守り・育てる森林づくりー

森林を活かした学びを進めるため新たにエコツーリズムや自然・野外教育に携わる人材の育成に取り組むほか、危険木の除去など新たなニーズに対応するとともに、「防災・減災」、「地域住民による利活用」のための里山整備を着実に実施

平成 31 年度予算額 7 億 8994 万 9 千円

(平成 30 年度予算額 7 億 5247 万 8 千円)

【内訳】

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

4 億 9615 万円 (5 億 2159 万 8 千円)

間伐の必要性が高い森林や河畔林の整備、地域住民の主体的な参画による里山資源の利活用を促進 (みんなで支える里山整備事業、県単河畔林整備事業 等)

4 億 2905 万円【林務部】 【建設部】

集落や主要ライフライン (道路・線路・電線等) を守るため、倒木の恐れのある危険木の除去を新たに実施 等 5500 万円【林務部】 【建設部】

※ 5500 万円は 4 億 2905 万円の内数

【他既存事業】 里山方針書作成事業、県民協働による里山整備・利用事業、地域で進める里山集約化事業 6710 万円【林務部】

2 自立・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

6405 万円 (6309 万円)

キッズスペース等子どもの居場所の木造・木質化や木製家具・木のおもちゃ等の設置を支援 (子どもの居場所木質空間整備事業) 2375 万円【林務部】

薪の地域流通・利用の仕組みづくりや、松くい虫枯損木のバイオマス利用を促進 等 (薪によるエネルギーの地消地産事業、松くい虫枯損木利活用事業)

2175 万円【林務部】

【他既存事業】 木工体験活動支援事業、公共サイン統一事業 等

1855 万円【林務部】

3 森林づくりに関わる人材の育成

791万1千円(450万7千円)

(新) 自然の魅力・森林の多面的機能を伝える担い手「エコツーリズムガイド」を育成 167万2千円【環境部】

(新) 自然教育プログラムの実践・検証をモデル校で実施 116万3千円【教育委員会】

【他既存事業】 里山整備利用地域リーダー育成事業、森林セラピー推進支援事業(人材) 507万6千円【林務部】

4 多様な県民のニーズに応えるための森林の利活用

1億1989万4千円(6124万5千円)

地域から要望の多い景観対策としての森林整備を充実、高速道路沿線の松くい虫被害による枯損木の伐採を新たに実施(観光地等魅力向上森林景観整備事業) 3500万円【林務部】

森林セラピー基地を安全に利用できるよう、支障木等の伐採や歩道・案内板等の整備を支援等(森林セラピー推進支援事業(施設)) 3584万4千円【林務部】

※ 森林セラピー推進支援事業で予定していた整備を前倒して行います。

【他既存事業】 学校林等利活用促進事業、自然保育活動フィールド等整備事業、まちなか緑地整備事業等 4905万円【林務部、県民文化部、建設部】

5 市町村に対する財政調整的視点での支援

9000万円(9000万円)

地域固有の森林づくり等の課題に対する市町村の取組を支援(森林づくり推進支援金) 9000万円【林務部】

6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

1194万4千円(1203万8千円)

森林税の活用内容の広報、県民会議における森林税の評価・検証等を実施(みんなで支える森林づくり推進事業、森林の里親推進事業等)

1194万4千円【林務部】



森林税に関する基本方針の改正の概要

1 新たに発生した課題への対応

課題1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策の追加

第3期森林税では、防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐を実施するとしている一方、平成30年の台風被害では倒木による停電や道路の通行止めが発生しており、こうした倒木の未然防止のための伐採は既存の事業で対応できないことから、新たな対策が求められている。特に道路等のライフラインに近接する危険木の存在は県民生活に直結する問題であり、優先的に対応する必要性が生じた。

課題2 防災・減災のための里山整備の目標面積を変更

防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等には、森林税と併せて国庫補助金を財源の一部に充てる計画としていたが、国の制度変更に伴い平成31年度以降この国庫補助金が活用できない見込みとなった。このため、当初計画した森林税活用額（約12億円）で間伐可能な4,300haに目標面積を変更する必要性が生じた。

基本方針別紙 1 (1) 防災・減災のための里山の整備	概ね 12.7 億円 → 概ね 13.9 億円
<p>【ライフライン沿い等の倒木対策を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保される主要なライフライン等 概ね 55 箇所程度/5 年間 ・県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね 15 箇所程度/5 年間 <p>【里山整備の目標面積を変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等 概ね 5,700 ha 程度 → 4,300ha 程度*/5 年間 	

※当初計画 5,700 haのうち残りの面積分については今後森林所有者等の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じた整備方法を検討することとする。(例:森林経営計画に基づく整備、県主体の治山事業による整備、平成31年度から導入される新たな森林管理システムに基づく市町村主体の整備等)

課題3 観光地等の景観対策事業の目標を拡充

観光地等の景観対策事業では、主要観光地周辺において景観上重要な森林の整備等を実施しているが、多くの観光客が目にする頻度が高い高速道路の沿線において松くい虫被害の拡大により枯損木が景観を著しく損ねている箇所があり、これを放置すれば対策の全体的な効果にも影響しかねないため、優先的に処理を進める必要性が生じた。

基本方針別紙 4 (4) 観光地の景観整備	概ね 1.2 億円 → 概ね 2.1 億円
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に合致した間伐等 概ね 85ha 程度/5 年間 → 概ね 110ha 程度/5 年間 	

2 基金活用事業の財源について

第3期森林税で活用可能な財源は、第2期末までの基金残高 5.2 億円及び第3期分の税収見込みを合わせ、合計 40.0 億円。

基本方針作成時の見通しに対し、税収増等により約 0.9 億円増加している。

今回の基本方針の見直しに基づき、これらの財源を有効活用するとともに、効率的な事業執行を通じて経費削減を図ることにより、新たなニーズ等に対応することとする。

第3期森林税の財源内訳 (H31.1月時点)	
◆ 第2期までの基金残高	5.2 億円
◆ 第3期の税収見込額*	34.8 億円
計	40.0 億円
※平成35年度の税収となる法人県民税1.3億円を含む	

長野県森林づくり県民税に関する基本方針

【別紙】

平成 29 年 11 月
(平成 31 年 2 月改正)
長 野 県

森林づくり県民税活用事業

【補助率の設定】

森林整備（間伐等）事業：9/10、ハード事業（施設整備）：1/2、人材育成、里山整備利活用（森林整備事業を除く）：10/10（5年間の緊急措置）、それ以外のソフト事業：3/4を原則とする。

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

(1) 防災・減災のための里山整備

<必要性・独自性>

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み*間伐を実施。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- また、台風災害時に倒木による停電や通行止めが発生しており、安全・安心な県民生活のためにはこれらの倒木を未然に防ぐ取組が急務。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災を目的とした里山の間伐（搬出間伐を含む） <u>道路や電線等の周辺森林の倒木を未然に防ぐための危険木伐採</u> 間伐に必要な所有者の同意取得や境界明確化等 規模の小さな森林に対応するため、事業要件を見直し** <p>※見直し後の要件等</p> <p>【里山整備事業】・1箇所当たりの整備面積：0.1ha以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者との協定期間（現行20年）を10年間に緩和 道路沿い等で経費が割高になる場所は実態に合わせた適正な単価を設定 <p>【境界明確化等条件整備】・1箇所当たりの面積要件なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件整備実施後に間伐を実施する期限（現行翌年度）の上限を5年間に緩和
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等 概ね <u>5,700 4,300</u>ha 程度/5年間[※] <u>※平成31年度以降国庫補助事業が活用できなくなることに伴う目標面積の減</u> <u>安全が確保される主要なライフライン等 概ね 55箇所程度/5年間</u> <u>県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね 15箇所程度/5年間</u>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> 間伐等、里山の境界明確化等 事業費概ね <u>19.8 16.6</u> 億円程度、うち森林税概ね <u>12.7-13.9</u> 億円程度

財源	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 9/10 で事業を実施（国庫補助事業の活用が可能な場合は、国庫補助事業を活用し、県が従来補助率 7/10 を嵩上げて事業を実施（<u>防災・減災を目的とした間伐については、全体の 1/2 を国庫補助事業対象と想定</u>）。国庫補助事業が活用できない場合は、全額森林税で実施） 規模の小さな森林など、30ha 以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。 <u>従来県事業で実施してきている道路沿線の危険木伐採は道路区域内のもののみであり、道路区域外の立木は対象としていない。</u>
----	---

※ 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等については、①、②、③の3つの視点で実施箇所を絞り込むことを基本とするが、森林の状況や市町村の意向等、現地の状況に応じて、絞り込んだ箇所と周辺森林の一体的な整備にも対応することとする。

※ 危険木の伐採については、保全対象の重要性及び倒木が発生した場合の保全対象への影響を勘案して実施箇所を決定するとともに、電力会社等との連携により効率的・効果的な対策に努めることとする。

(2) 河畔林の整備

<必要性・独自性>

- 一級河川区域（官地）内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域（民地）等の立木（河畔林）は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- 新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 県が管理する一級河川の区域外（民地）のうち、防災効果が高い箇所での河畔林の除間伐 市町村が管理する準用河川区域及びその周辺の民地のうち、防災効果が高い箇所における除間伐への支援
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> 防災強化が必要な河畔林のうち、流出危険性の高い立木の多い箇所や、下流が宅地化しているなど、災害時の危険性が特に高い箇所を集中的に実施。（県管理河川 概ね 45 箇所程度/5 年間、市町村管理河川 概ね 75 箇所程度/5 年間）
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町村管理河川の河畔林除間伐 事業費概ね 6.0 億円程度、うち森林税概ね 5.6 億円程度 〔うち市町村分概ね 3.4 億円程度〕
財源	<ul style="list-style-type: none"> これまで実施してきた県単独事業（河川維持事業）は、河川区域内（官地）の立木・流木処理のみであり、治水上支障となる可能性の高い河川沿い（民地）の立木の除間伐は対象外。 類似の国庫補助事業はない。

(3) 県民協働による里山の整備・利用

【省略】

2～3

【省略】

4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

(1) ~ (3)

【省略】

(4) 観光地の景観整備

<必要性・独自性>

- ・ 本県は、観光を軸とした地域経営の体制を整備することにより、県内観光業の「稼ぐ力」を高めて雇用や移住に結びつけ、世界と競争できる「観光大県づくり」を推進。
- ・ 本県が目指す世界水準の山岳高原リゾート構築のためには、本県の強みである豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上が不可欠。
- ・ 地域の景観に合致した間伐の実施、街路樹の整備等や、地域の特性・ニーズに合わせた、間伐、除伐、竹林整備等が必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山岳高原リゾートを形成する観光地周辺の街路等において、景観形成のための街路樹の整備・植樹を実施 ・ 道路沿線、公園周辺等における地域の景観に合致した間伐、除伐、竹林整備等を支援 <u>(松くい虫枯損木の処理を含む)</u> ・ 巨樹・古木などの天然記念物の保護活動を支援
めざす成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路樹等の整備を行う街路延長 概ね延べ40km程度/5年間 ・ 地域の景観に合致した間伐等 概ね85-110ha程度/5年間
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路樹等の整備、道路沿線・公園周辺等における間伐等 事業費概ね 4.3 2.2 億円程度、うち森林税概ね 1.2 2.1 億円程度 〔うち市町村分概ね0.4億円程度〕
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、県単独事業（道路橋梁維持修繕費）として、標識や信号が見えにくい箇所や車両損傷の恐れがある箇所等について、緊急性を勘案して、街路樹の整備等を実施してきたが、観光地の景観形成のための街路樹の整備・植樹による長野県らしい森林・緑づくりは新たな取組。

(5) 森林セラピーの機能向上

【省略】

5 ~ 6

【省略】